保管基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準 | | | 根拠法令 |
| 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 | | | |
|  | １　保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。 | | 令第16条の３第１号イ(1) |
| ２　外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。 | 【掲示板の要件】  １　縦及び横それぞれ６０ｃｍ以上  ２　次に掲げる事項を表示したもの  （１）　有害使用済機器の処分又は再生を行う場合にあっては、有害使用済機器の保管の場所である旨に加えて、有害使用済機器の処分又は再生の場所である旨  （２）　保管する有害使用済機器の品目  （３）　保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先  （４）　屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合は、後述の有害使用済機器の高さのうち最高のもの | 令第16条の３第１号イ(2)  規則第13条の５ |
| 保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。 | | | |
|  | １　保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。 | | 令第16条の３第１号ロ(1) |
| ２　屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた有害使用済機器の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。 | １　保管の場所の囲いに保管する有害使用済機器の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合（３の場合を除く。）  当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に５０％の勾配を有する面との交点（当該交点が２以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ  ⇒図１参照  ２　保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（３の場合を除く。）  直接負荷部分の上端から下方に垂直距離５０ｃｍの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが５０ｃｍに満たない場合にあっては、その下端）（以下「基準線」という。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次の（１）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、（１）又は（２）に規定する高さのうちいずれか低いもの）又は５ｍのうちいずれか低いもの  （１）　地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ  （２）　１に規定する高さ  ⇒図２参照  ３　保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合  次の（１）から（３）までに規定する高さのうちいずれか低いもの又は２に規定する高さ  （１）　当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のものの２分の１に相当する高さ  （２）　当該直接負荷部分の基準線の高さ  （３）　５ｍ  ⇒図３参照 | 令第16条の３第１号ロ(2)  規則第13条の６各号 |
|  | ３　有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。 | | 令第16条の３第１号ロ(3) |
| ４　右記に記載する措置 | 【その他の措置】  その保管を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。 | 令第16条の３第１号ロ(4)  規則第13条の７ |
| 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 | | | 令第16条の３第１号ハ |
| 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、右記の措置を講ずること。 | | 【火災の発生又は延焼防止措置】  １　有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。  ２　有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。  ３　有害使用済機器の一の保管の単位の面積を２００ｍ２以下とすること。  ４　隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は、２ｍ以上とすること（当該保管の単位の間に仕切りが設けられている場合を除く。）。  ５　その他必要な措置 | 令第16条の３第１号ニ  規則第13条の８各号 |
| 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。 | | | 令第16条の３第１号ロ(4) |

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

|  |  |
| --- | --- |
| 図１　直接不可部分がない場合 | 図２　保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 |
|  |  |
| 図３　保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 | |
|  | |